

# 三郷市立小中学校教育環境整備計画

平成22年10月

三郷市教育委員会

## 目 次

I 教育環境整備計画を策定するにあたって	• • • • • 1
II 三郷市の学校の現状	• • • • • 4
1 進む小規模化	• • • • • 4
2 通学区域	• • • • • 6
3 学校選択制	• • • • • 6
4 学校施設の耐震化計画	• • • • • 7
III よりよい環境に向けて	• • • • • 8
1 小中学校の適正規模の明確化	• • • • • 8
(1) 適正規模の必要性	• • • • • 8
(2) 適正規模の基準	• • • • • 9
(3) 三郷市適正規模・適正配置方針	• • • • • 10
2 小中学校の適正規模・適正配置の具体的方策	• • • • • 11
(1) 通学区域の見直しの実施	• • • • • 11
(2) 学校統合の実施	• • • • • 12
(3) 学校選択制の検証	• • • • • 13

## I 教育環境整備計画を策定するにあたって

学校という集団の中で、子どもたちが互いに影響し合って学習することは、学習意欲を引き出し、社会性や協調性を身に付けるために有効です。

学校には、教師と子どもの信頼関係を大切にしてたくましく生きる力を育むため、主に以下の役割が求められています。

- ① 基礎学力を確実に身に付ける。
- ② 自ら学習しようとする意欲を引き出し、学習の仕方を身に付ける。
- ③ 自ら考え、学び、判断する力を育む。
- ④ たくましく生きるための健康や体力を育む。
- ⑤ 社会性や協調性を身に付けさせ、豊かな人間性を育む。
- ⑥ 家庭や地域との関係を深め、子どもたちを健やかに育む。

しかし、三郷市の一校においては、少子化による児童生徒数の減少により、学校規模の小規模化（注1）が進み、学習活動や学校運営に少なからず支障が出てきています。

学習活動（学習・集団生活・人間関係等）面では、

- ① 学校規模が1学年単学級の場合では、クラス替えもできず、場合によっては、6年間又は、9年間同じ人間関係のなかで過ごさなければならないこととなり、多様な関係を経験できなくなり、人間関係が固定化されてしまうことが懸念されます。
- ② 児童生徒は、固定化した集団の中では、無意識のうちに序列化する傾向が出てきます。
- ③ 切磋琢磨する機会が少なくなります。
- ④ クラブ活動や委員会活動が制限され、学校行事では多様な学習形態が取りにくくなります。

学校運営（学級・学年等含む）面では、

- ① 小中学校ともに、教職員一人あたりの校務分掌が複数となり、校務に振り回されることが多く、教育活動に支障が生じたり、出張等での補充体制が組みにくくなります。
- ② 教職員数が少ないと、教職員相互間の学び合い活動が活発になりにくくなります。
- ③ 登下校時の安全確保や緊急対応時における人手不足が懸念されます。
- ④ PTA活動において、いろいろな制限、制約が出てきます。例えば、資金、行事、交通安全（特に登下校時）等。

など様々な問題が生じてきます。

このような問題を解決し、学校の役割でもある基礎学力を身に付けさせることや、教職員が教育研究や教育活動の充実を図り教職員同士で資質を高めるためには、ある一定数の教職員や児童生徒数の確保が必要となります。つまり学校の適正な規模を確保し、学習指導や学校、学級運営に支障が出ないよう配慮しなければなりません。

また、学校教育においては、教科の学習のみだけでなく、グループ別学習や部活動、運動会など集団で行うことが前提となっている教育活動があります。児童生徒は、教職員や他の児童生徒との関わりを持つことによって、自分の考えを深め、集団の中で相手の考え方や立場を理解しながら豊かな人間関係や社会性を身につけていきます。

特に小規模校については、小規模校なりの良い点もあります。一人ひとりの児童生徒に目が行き届き、丁寧な指導ができるなどの面もありますが、しかし、児童生徒の社会性や協調性を身に付けさせることや、教職員の校務を緩和し教育研究や教育活動の充実を図り教職員同士で資質を高めるなど。教育効果をあげるためには、望ましい環境をいかに整備するかが課題となります。

学校と地域との連携においては、地域が子どもを育てるという概念があります。地域特に町会、自治会などが重要な役割を果たしています。「子どもは学校と家庭と地域が協力して育てる」と言われます。児童生徒の登下校等における安全確保、学校と家庭、地域との連携による見守り体制の充実や学校応援団などの組織化と活動の充実などによる学校への協力など、学校と地域が一体となる必要性があります。

教育委員会では、児童生徒によりよい教育環境を提供するために、重点施策（注2）に掲げている「学校施設・教育環境の整備」を図り、通学区域の見直し、学校選択制の検証、学校統合計画を一体的に策定すべきとの観点から、小中学校教育環境整備計画を策定するものです。

(注1)【学校の小規模化】

学校規模は、昭和59年文部省助成課資料「これからの学校づくり」を参照しました。

- ①. 過小規模（5学級以下）
- ②. 小規模（11学級以下）
- ③. 適正規模（12～18学級）・・統合の場合は24学級
- ④. 大規模校（25学級以上）
- ⑤. 過大規模（31学級以上）

(注2)【三郷市教育行政の基本方針における重点施策】

教育委員会では、誰もがいつでも学び、生きがいを持てる社会を創るために、家庭、学校、地域それぞれの場で、多様で充実した学習機会と、心と心の出会いやふれあいを育むことができる教育行政を進めるために、重点施策を掲げています。

- ①「基礎学力の定着」
- ②「礼儀正しい児童生徒の育成」
- ③「いじめ・不登校対策の充実」
- ④「『読書のまち三郷』づくり」
- ⑤「学校施設・教育環境の整備」
- ⑥「家庭、学校、地域におけるネットワークの充実」
- ⑦「青少年健全育成事業の充実」
- ⑧「スポーツ・レクリエーション活動の推進」

## II 三郷市の学校の現状

### 1 進む小規模化

近年の少子化と都心回帰の影響などにより、三郷市の児童生徒数はピーク時の半分以下となり、今後の推計でも減少の傾向にあります。

文部科学省は、平成20年6月、近年の少子化による学校小規模化によって集団生活が身につかないという教育面での問題に対応すべく、35年ぶりに適正な学校規模の目安の見直しに着手いたしました。

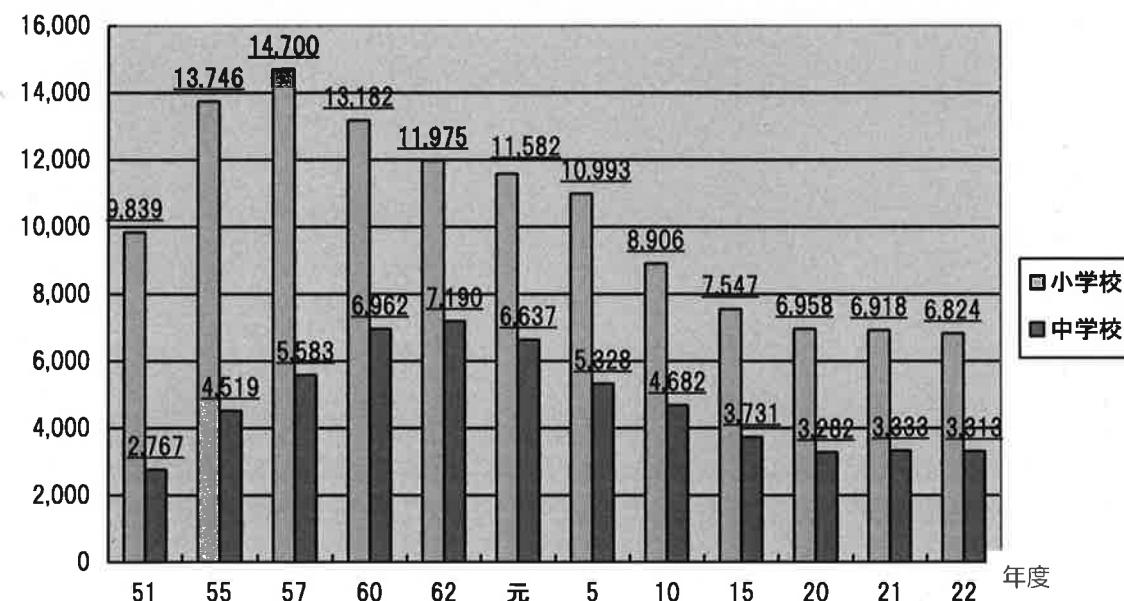
少子化の進行度合いを示す合計特殊出生率は、平成20年の全国平均は1.37、埼玉県においては1.28と深刻な状況であり、今後も、出生実数は減少を続けることが見込まれています。

平成22年4月現在、本市の児童生徒数と学級数は、1校あたりの児童生徒数と学級数の平均で小学校341人、12.0学級、中学校414人、12.7学級となっています。本市における最大値は、小学校では、18校体制時の昭和57年度817人、21.6学級、中学校では、7校体制時の昭和62年度1,027人、24.0学級であり、それぞれピーク時のほぼ半分となっています。みさと団地地域では減少が著しく、平成22年4月現在、1校平均小学校では275人、10.0学級、中学校では294人、10.3学級です。

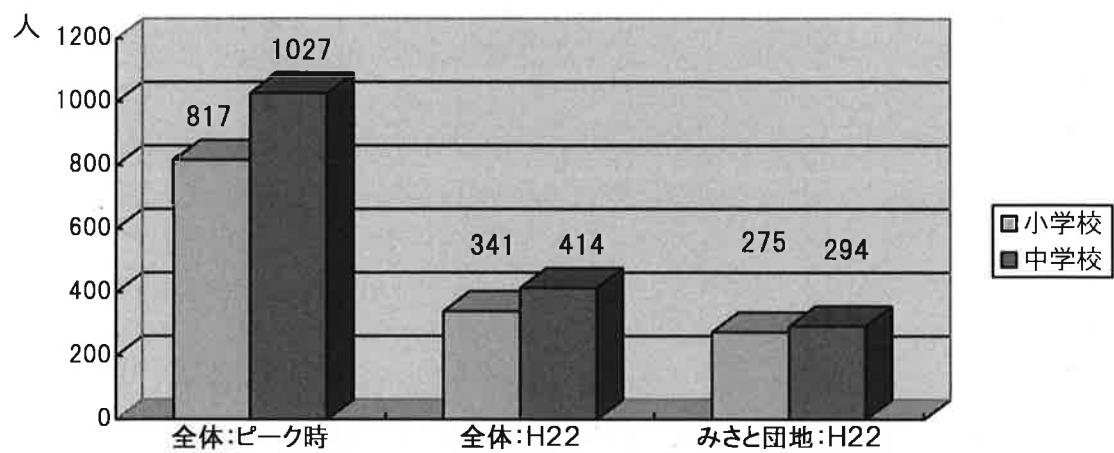
小学校では学年あたりの学級数が単学級になる学校も出てきています。児童生徒の教育環境や学校運営に影響が出てきており、みさと団地地域の学校にその傾向が出てきています。【図1、2、3参照】

人【図1】

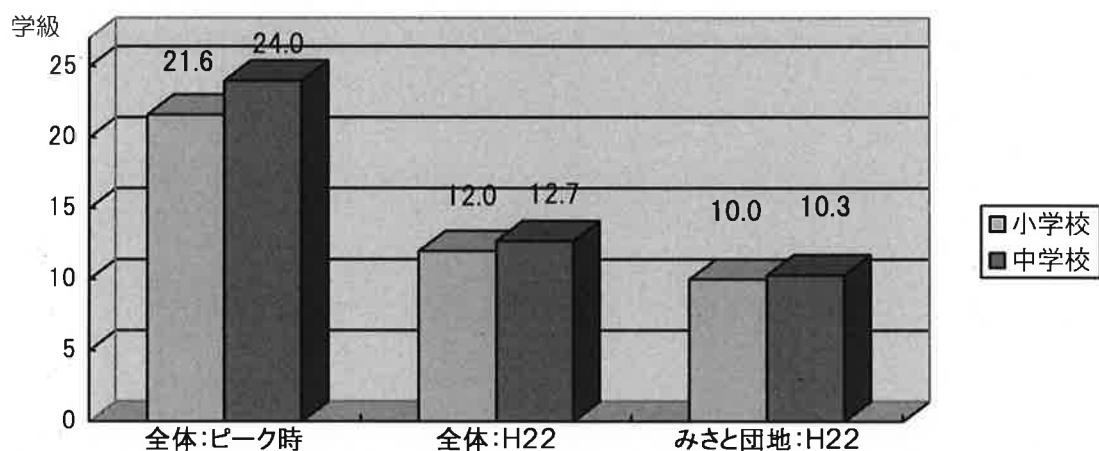
児童生徒数の推移



【図2】現在とピーク時の1校あたり児童数・生徒数比較



【図3】現在とピーク時の1校あたり学級数比較



また、このように減少傾向が続くなが、地域開発行為などにより児童数が増加傾向となっている地域もあります。 【別表1 参照】

## 2 通学区域

本市は、昭和40年代、50年代にかけて人口が急増し、それに伴い児童生徒数が急増し、学校建設の整備が急務の時代がありました。新設校開校にあたり、入学可能な児童生徒数を基礎として、通学区域の割り振りにも苦慮し、学校規模の均衡を図り、児童生徒の教育環境整備に対応してまいりました。

通学区域の設定については、学校新設に際し建設用地が限定されていたこと等の事情により、一部の学校では学校の位置が通学区域の中心になく、通学区域の学校が遠くなり、交通量の多い県道を横断しなければならないなど、通学上の安全確保や通学区域の見直しの課題があり、住民の理解を得ることが難しい設定となっている学校が存在しています。

また、平成16年度の学校選択制導入により、一部の保護者が距離的に遠方であっても新しく施設の整った学校を選択する傾向があることから、従来の学区編成の考え方では適正な学校規模を確保することが難しくなってきています。

さらに、三郷市全体としては児童生徒数が減少している中、一部の地域では、開発事業等により児童生徒数の増加の動きや大規模道路の開通により周辺環境の大幅な変化、また、小学校では、中学校の通学区域が3校に分かれており、大半の児童が一つの中学校に入学することなどにより、保護者から通学区域の再編等の要望もでてきています。

## 3 学校選択制

本市では学校選択制を平成16年度から導入しました。平成21年度の新入学生をもってすべての児童生徒が学校選択制により入学したこととなります。導入当初は、各学校の受入可能人数を制限していましたが、その後、希望者全員を希望校に入学を許可していました。通学区域外からの入学者が集まる学校では、割合が7割を超える学校もあり、学校施設面での不都合や学校と地域との連携が希薄になるなどの課題が生じました。

このようなことから、平成19年度に学校選択制度の一部見直しを行い各学校の学校規模を定めて、その規模を超える学区外からの受入を行わないなどの方針を定めました。これにより、一部の学校への片寄りが緩和されましたが、風評による選択傾向もあり、減少する学校の課題解決には至らず、小学校1年生の入学者が12人となる学校もあり、今後、教育現場における支障が懸念されます。

また、通学距離の長い生徒の登下校時の通学の安全確保など、新たな課題も出てきています。

埼玉県内の学校選択制導入状況は、平成21年2月の埼玉県調査で、小学校では68対象市町村中9市町13.2%、中学校では57対象市町村中16市町28.0%です。導入自治体は少数で、特に小学校においては隣接校選択、特認校形式、特定地

域選択など、なんらかの制限のもとで導入している自治体は5市です。中学校では自由選択としている自治体は14市町です。また、児童生徒の一部の学校への片寄りや学校と地域との連携が希薄になるなどの理由により学校選択制を見直す自治体があります。

#### 4 学校施設の耐震化計画

安心・安全な教育環境を整備するうえで、児童生徒が一日の大半を過ごす学習生活の場所である学校施設は、地震発生時においては生命身体の安全を守ることはもとより、災害発生時には地域住民の一時的な避難場所となります。そのため、耐震化を確保することは大変重要です。

また、学校施設の耐震化は国を挙げて急務とされております。

三郷市教育委員会では、平成9年度から耐震補強工事を実施してまいりました。

平成22年7月現在、三郷市の小中学校施設の耐震化率は61.2%です。

学校耐震化計画については、平成27年度に完了することを目標としております。

### III よりよい環境に向けて

#### 1 小中学校の適正規模の明確化

##### (1) 適正規模の必要性

小規模化する学校の課題を解決し、次のような教育効果をあげるためにには、適正な規模の学校が必要と考えます。

##### 【教育効果】

- ① 教職員や児童生徒間での人間関係をとおして、互いに理解を深め、社会性を身に付けること。
- ② グループ別学習や部活動、運動会など、集団で行うことが前提となっている教育活動に支障がないこと。
- ③ 教職員の教育研究や教育活動の充実、教職員相互の情報交換などに支障がないこと。

##### 【適正な学校規模が必要な主な理由】

###### 学習活動（学習・集団生活・人間関係等）面では、

- ① 児童生徒の間では、他の学級を見ることによる影響力で切磋琢磨することにより相乗効果が生まれてきます。
- ② 児童生徒同士のふれあいや協力、認め合う機会が多ければ、社会性や協調性を養うことができます。
- ③ 児童生徒は、集団思考の場、共同制作・共同研究の場で、個々の経験や発想、こだわりなど、様々な見かた、考えかた、かかわりかたをします。それによって学習の深まりと広がりが期待できます。
- ④ クラス替えにより新たな人間関係を築くことに期待が持てます。

###### 学校運営（学級・学年等含む）面では、

- ① 若手の教職員や新任教員にとっては、多くの教職員がいることで、その経験を聞くことや、学級運営の仕方を目の当たりにすることで、自分のやり方を見直すことができます。また、相談や情報を得ることで、自分の資質を高め、教科指導、生徒指導、学級運営の中に活かしていくことができます。相互に刺激しあい学び合うことによって、指導力が向上します。教職員の資質の向上は児童生徒の育成に繋がります。
- ② 調和のとれた校務分掌が確立できます。教職員一人一人が担当する校務分掌が緩和されます。校務に振り回されることなく、研修等に参加することが容易になります。

## (2) 適正規模の基準

### ア 法令等による基準

学校教育法施行規則第41条及び第79条において、「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」（中学校もこの規定を準用する）とされております。

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条において、適正な学校規模の条件として、「学級数がおおむね12学級から18学級までであること。」、「通学距離が小学校にあってはおおむね4キロメートル以内、中学校にあってはおおむね6キロメートル以内であること。」と規定しているが、過小規模（5学級以下）の学校と標準規模の学校を統合する場合は、「24学級」とされています。

### イ 保護者や児童生徒へのアンケート

学校選択制の実施や通学区域の変則的な設定により、市内においても国の適正規模の基準に合った学校や各学年単学級となっている学校が混在している状況です。

そのため、市内小中学校に通っている児童生徒やその保護者の皆様が考える学校の適正規模はどのようなものか、平成20年6月に「小中学校の適正規模に関するアンケート調査」（小学校5年生・中学校2年生の児童生徒及び保護者を対象とした）を実施しました。調査の結果によると、

① 児童生徒の傾向は、各自が通学している学校のクラス数が好ましいとする考え方たが大半を占めています。

通学する学校の現状を好ましいと考える傾向は、年齢や修学期間によっての違いが認められないので、単なる環境適応であると考えます。

② 保護者の傾向は、小学校では、19校の保護者が、1学年3クラスが適当であるとの回答でした。中学校でも、1学年3クラス以上が適当であると回答した保護者が大多数を占めています。

学校規模にとらわれず、保護者の意見としては、小中学校とも学校の適正規模については同じ結果となりました。

また、平成20年8月に「第15回三郷市市民意識調査」（三郷市内在住の18歳以上の方を2,000名無作為に選びました）を行いました。調査項目の公立学校の適正規模についての質問に、小学校については、3学級が半数を占め、中学校については、3学級以上が8割以上を占めていました。

#### ウ 学校関係者（学校運営・教育活動における適正規模）

市内小中学校の規模が年々小規模化してきています。実際に学校運営している管理職の方に、教育環境の改善を図るための学校の適正規模について、アンケート調査を実施しました。

調査結果によると、小学校では、3学級が85%、中学校では、4学級が75%と複数学級が大半を占めていました。また、適正な学校規模が必要な理由として、小中学校とも、児童生徒同士が切磋琢磨しながら力を伸ばし、社会性や協調性を身に付けられること。学校運営では、教職員の校務分掌等の負担軽減が図られる。などの回答が90%近くを占めています。

#### (3) 三郷市適正規模・適正配置方針

適正規模については、法令やアンケート調査結果、学校関係者等の意見を参考に検証し、以下の方針を定め、教育環境の整備を図りたいと考えます。

##### ＜基本方針＞

###### ア 適正規模

学校教育の目的でもある集団生活や学習の中で豊かな人間関係や社会性を身に付けさせるために、小中学校とも各学年でクラス替えが可能となるよう、1学年数学級とします。なお、中学校では、少なくとも主要教科に教科担任を配置できるようにします。

　　＜小学校＞ 12学級以上

　　＜中学校＞ 9学級以上

###### イ 適正配置

児童生徒数の推移状況や周辺地区の学校配置状況、児童生徒の通学距離や通学路の安全性の確保、地域性などを考慮しつつ、適正な学校配置を行います。

通学距離についての国の基準は、小学校4km以内、中学校6km以内と規定されておりますが、児童生徒の通学の負担も考慮し、小学校は徒歩圏内で概ね1km～1.5km、中学校は概ね2km～3km以内とします。

現在の小中学校の配置や通学区域の状況は、一部地域を除き、市の基準内となっております。

　　＜小学校＞ 1.0km～1.5km 以内

　　＜中学校＞ 2.0km～3.0km 以内

## 2 小中学校の適正規模・適正配置の具体的方策

適正規模を確保し、適正配置を行うには、「通学区域の見直し」、「統合の実施」及び「学校選択制の検証」が考えられます。

### (1) 通学区域の見直しの実施

#### ア 通学区域見直しの基本的な考え方

適正規模・適正配置の基本方針に基づき、児童生徒にとってよりよい教育環境整備のために、通学区域の見直しを行います。

##### (ア) 適正規模の確保

適正規模・適正配置の基本方針では、小学校では12学級以上、中学校では9学級以上と定めています。通学区域の変更により適正規模の確保が可能か検討します。

##### (イ) 学校の適正配置

適正規模・適正配置の基本方針では、地域の状況にもよりますが、通学距離は概ね、小学校で1kmから1.5km以内、中学校では2kmから3km以内と定めています。通学区域外の学校が明らかに近い地域もあり、住民の理解を得ることが難しい配置となっている学校が存在しています。

##### (ウ) 通学の安全の確保

通学路は交通安全の観点から、主要幹線道や河川などにより分断されないことが望ましいと考えます。さらに昨今不審者情報も多いことから、通学における防犯上の観点も考慮します。

##### (エ) 小・中学校の通学区域の整合

小学校と中学校の通学区域は友人関係や地域との結びつきから整合性を持たせることが望ましいとされています。

##### (オ) 地域コミュニティ（町会・自治会）との整合

本市の通学区域は町会や自治会等を基礎としています。しかし、人口急増時期の通学区域の設定や国道298号線の開通による通学区域変更により、町会や自治会との整合が図られていない学校があります。

##### (カ) 入学調整区域の活用・再編

児童生徒数の将来推計や地域との整合などにより、通学区域の変更が困難な場合は、入学調整区域などの活用を検討します。

#### イ 通学区域見直しの留意点

- (ア) 保護者、地域全体の住民に十分な情報を提供し、理解と協力を得る。
- (イ) 地域開発に関する情報を得て、将来の人口推移を予測。

## ウ 通学区域を見直しする地域

見直しに当たっては通学区域編成審議会を活用して、通学区域見直しの手法、見直しが必要な地域の提案についてご意見をいただき、優先して実施する地区と今後検討が必要な地区を決定してまいります。

通学区域編成審議会へは平成22年3月に平成23年12月を目指として、諮問しています。

## (2) 学校統合の実施

### ア 学校統合計画の基本的な考え方

学校統合の基本的な考え方とは、通学区域の見直しなどを行っても適正規模となる地域について、適正規模・適正配置の基本方針に基づき、児童生徒にとってより良い教育環境整備のために学校統合を行います。

#### (ア) 学年単学級の学校を解消します。

学習活動、学校運営上適正規模にするため、小学校では、12学級以上、中学校では、9学級以上とします。ただし、地域によっては、地域コミュニティとの整合や交通環境（通学の安全確保）などにより適正な規模を確保できない場合も発生します。

#### (イ) 市域全体を踏まえての配置バランスに配慮します。

小中学校の校区との整合や隣接校との整合。また、児童生徒の通学距離、通学路の安全確保に配慮します。

#### (ウ) 耐震補強、施設改修を行います。

学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす活動の場です。非常災害時には、地域住民の応急避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保は重要です。安心・安全な教育環境を整備するうえで、施設の耐震補強工事の実施や施設の大規模改修を必要に応じて実施してまいります。

## イ 学校統合における留意点

- (ア) 保護者、地域全体の住民に十分な情報を提供し、理解と協力を得る。
- (イ) 通学路の安全性確保。通学距離の検討。
- (ウ) 地域開発に関する情報を得て、将来の人口推移を予測。
- (エ) 跡地利用計画の策定。（公有地等有効活用検討委員会を活用。）
- (オ) 統合校の施設改修を必要に応じて実施。

## ウ 学校統合を実施する地域

市域全体を5つのエリアに区分します。旧地域を考慮し北から早稲田地域、北部地域（みさと団地周辺地域については、周辺開発状況により、みさと団地を南

街区、北街区に区分します)、中央地域、戸ヶ崎・八木郷地域(東和地域)とします。地域ごとの年少人口(0歳から14歳)の減少が著しい地域や今後の児童生徒数推移の動向を見極めながら、一つひとつ地域を限定し統合計画を検討してまいります。一つのエリアを一つの学区と見なし、地域内に必要な学校数を割り出し、地域との連携が密にするためにも通学区域の見直しも含めて適正規模、適正配置になるよう計画してまいります。統合計画を進めるにあたっては、学校はもとより地域の方々の意向も十分踏まえながら、5年から10年の期間をかけ進めてまいります。

### (3) 学校選択制の検証

本市では学校選択制を平成16年度から導入し、平成19年度から新入学児童・生徒の保護者を対象にアンケート調査を実施して、制度に対する評価やご意見、選択傾向の把握に努めてまいりました。

選択傾向やアンケート結果を分析し、そして社会状況の変化も含め、制度導入目的と照らし合わせて、より良い制度の運用方法を見出していくために、学校選択制の検証を行います。

#### ア 学校選択制の現状

##### (ア) 制度導入の目的

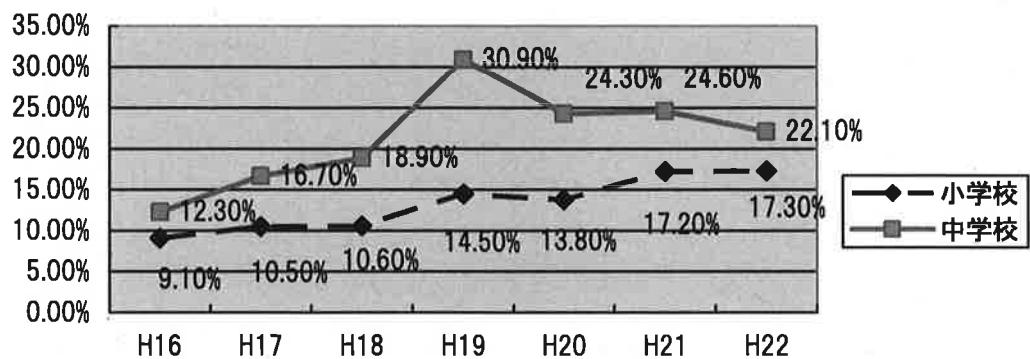
- ① 各小・中学校において、「特色あるきらめく学校づくり」の取り組みを一層深化・充実させ、本市の教育水準の一層の向上を図る。
- ② 児童生徒に自分の個性・特性等を活かせる学校を選択できる機会を与えることにより、わが子に適した教育を受けさせたいと願う保護者のニーズに応える。
- ③ 児童生徒の意欲的な学校生活、積極的な学習活動が展開されることにより、学習指導要領のねらいとする「生きる力」を身につけた健全な児童生徒の育成を図る。
- ④ 保護者の学校への参加・協力意識をより高め、学校・保護者による協力体制を深める。

##### (イ) 学校選択制の基本方針(抜粋)(平成19年度改正)

- ① 小・中学校とも市内全校から選択できる。
- ② 各校に定員を設け、定員を超える児童生徒の受入れは行わない。  
ただし、学区内の児童生徒は受け入れる。
- ③ 各学校の学区内入学予定者数等を考慮して、学区外受入人数を設定する。
- ④ 学区域外の希望者が集中した場合には、抽選によって決定する。  
ただし、優先的条件を設定し抽選対象外とする。

- ⑤ 学区外の学校を選択した場合は、原則として自動車の送り迎えや自転車通学を認めない。ただし、中学校は学校の地域性や実情を踏まえ協議できる。

(ウ) 学区外選択の割合推移 (%)

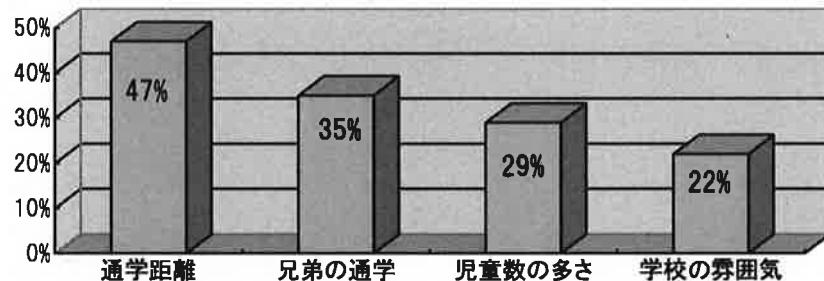


イ アンケート調査による学校選択制の評価など

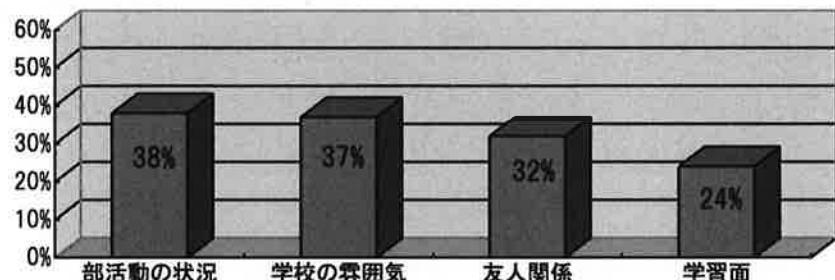
(ア) 保護者アンケート調査（平成21年度調査結果）より

学区外選択の主な理由（複数回答）

小学校（学区外選択数：194人）



中学校（学区外選択数：240人）

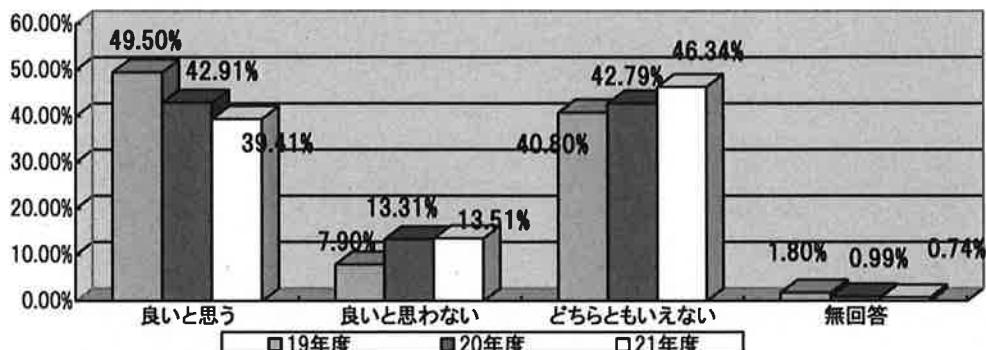


### 制度に対する評価

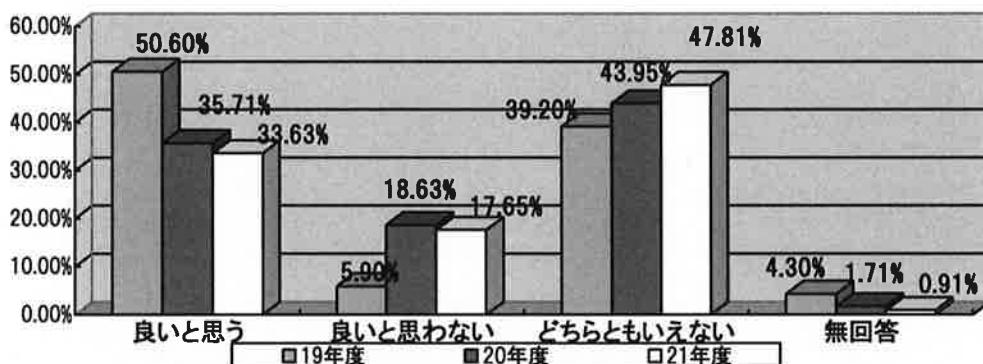
当初は制度について「評価する」が多くなっていましたが、平成21年度調査では「どちらとも言えない」という意見が一番多い意見となりました。

具体的な意見では、「地域との関係の希薄化」や「児童生徒の通学の安全の確保」について、危惧する意見が多く挙げられています。

#### 小学校

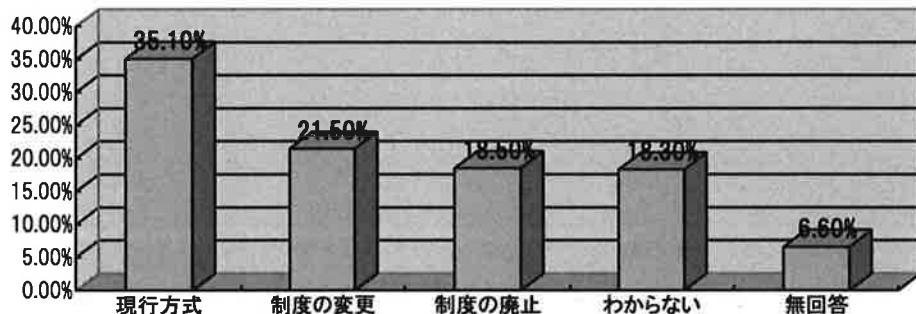


#### 中学校



(イ) 市民意識調査（平成20年度実施：市内満18歳以上の男女2000人を対象）

「現行方式」が一番多い意見となっていますが、全体の3割程度に留まっています。一方「制度の変更」と「制度の廃止」を併せると4割近い意見となり、現行方式以外を望む意見が多いとも言えます。



(ウ) 学校長対象アンケート調査（平成21年度調査実施）

制度導入による影響

小学校 地域、家庭、学校のつながりが弱くなった。

学区外児童の安全確保（不審者対応や交通事故）

P T A活動や学級編成に影響（選択による児童数減少）

中学校 生徒数が増えたことにより多くの部活が設置でき、生徒の選択の幅が広がった。

交友関係の広がりにより、非行、問題行動が広範囲になった。

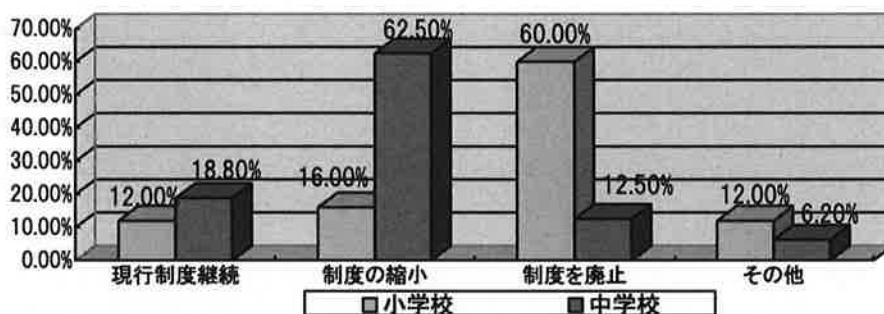
学区外生徒の安全確保（不審者対応や交通事故）。

地域、家庭、学校のつながりが弱くなった。

制度の今後の方針

小学校 「制度を廃止」の意見が一番多く、半数を超えていました。

中学校 「制度の縮小」の意見が一番多く、半数を超えていました。



ウ 制度導入の成果・課題

(ア) 成果

わが子に適した教育を受けさせたいと願う保護者のニーズに応えることができました。学校では特に中学校においては、生徒が集まることにより部活動が多く設置でき、生徒の選択の幅が広がり、部活動が積極的に行われるようになりました。

(イ) 課題

① 児童生徒数の片寄り

一学年の学級数が単学級になる学校の増加。（小学校）

学校運営上の支障やP T A活動などの保護者活動に影響。（小・中学校）

部活動への影響。（中学校）

② 地域との関わり

学区外を選択した児童生徒は、地域活動への参加が少なくなり、地域との関係の希薄化が指摘されている。

### ③ 生徒指導の広範囲化

選択により広範囲から生徒が集まることにより非行・問題行動が広範囲化し、生徒指導が難しくなってきてる。(中学校)

### ④ 児童生徒の通学

不審者情報があった場合の対応が懸念される。(小・中学校)

一部の学校では、学校に直接の送迎や安全確保をせずに通学させている保護者がいることから学校はその対応に苦慮している。(小学校)

商業施設の相次ぐオープンや大規模幹線道路の開通予定により交通量の増加が予測され、通学の安全確保が課題となる。(中学校)

### ⑤ 学校選択制の導入目的から外れた選択

学習状況や生徒指導面等の噂や風聞による選択。(小・中学校)

## 二 今後の方向性

学校選択制は「通学の利便性、安全性の確保」や「中学校の部活動による選択」により自分の子どもにあった教育を受けさせたいという保護者のニーズに応えることができたという成果が挙げられます。

一方で「児童生徒の片寄り」や「地域関係の希薄化」など課題があることが挙げられます。

これらを踏まえて、教育委員会では制度継続の是非を含めて抜本的に見直しを行う方針を打ち出し、以下のように進めてまいります。

### (ア) 見直しの基本的な考え方

「地域の学校支援活動との連携」や「地域の子どもは地域で育てる」などの「地域との関わり」を見直しの柱として進めてまいります。

※ 学校評議員や学校応援団、スクールガードなどの地域と連携した学校運営や学校と地域が一体となった青少年健全育成の推進（青少年育成市民会議や中学校区青少年地域育成会の活動）。

### (イ) 検討の手法・時期

日頃、学校にご支援いただいている方（PTA、学校評議員等）からのアンケート調査の実施などを行い、平成23年1月頃を目指して「学校選択制見直しの基本方針」を策定します。

平成24年度から新制度により実施します。